

すみれ荘居宅介護事業
新型コロナウイルス感染症自主的対策

昭和村感染症対策本部の対応に基づき、社会福祉法人昭和福祉会すみれ荘居宅介護事業として以下の対策を講じ、令和2年3月16日(月)より実施し感染予防の徹底に努める。

レベル1 県内未発生期（国内発生期）

- ① 予防用品の保有状況について確認。
- ② 感染症予防用品の発注。
(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、マスク、ガウン、ガーゼ、ゴム手袋)
- ③ スタンダード・プリコーション（標準予防措置策）を実施する。

レベル2 県内発生早期（村内未発生期）福島県内感染者情報確認

- ① 感染予防マニュアル及び全国老協「対応チェックリスト」の基づいて日々の対応を実施する。
- ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと連携し、越冬による県外からの帰省は一定の期間を設けるよう説明する。
- ③ ご利用者（ご家族）に対してチラシを配布し、通所介護送迎時の検温及び手指消毒を実施する。37.5℃以上の発熱及び37.4℃以下の発熱、風邪症状がある場合には利用を中止する。
- ④ ご利用者送迎両は、車両入庫後に次亜塩素酸ナトリウムを使用して消毒を実施する。
- ⑤ 新規ご利用者で県外から帰省され利用を希望される方は、自宅で2週間経過後に状況を確認し利用を開始する。
- ⑥ ご家族が県外在住でご利用者との濃厚接触が疑われる場合には、自宅で2週間経過後に状況を確認し利用を開始する。（把握者のみ）

レベル3 会津地方での感染症情報（村内未発生期）会津地方感染者情報確認

- ① ご利用者（ご家族）に会津管内で発症事例があった情報を提供し、軽度（要支援、要介護1）のご利用者について週1回に利用を制限し、感染拡大を防止する。
- ② 訪問介護事業でご利用者宅訪問時にご利用者（ご家族）の検温を実施し、37.5℃以上の発熱及び37.4℃以下の発熱、風邪症状がある場合には利用を中止する。
- ③ 高齢者生活福祉センターご利用者との面会制限を実施するよう昭和村感染症対策本部に要望する。
- ④ 村外から帰省されるご利用者について、自宅で2週間経過後に状況を確認し利用を開始する。

レベル4 村内発生期 **村内で発症者が確認**

- ① 村民のみなさまの**健康と安心を優先し、通所介護利用を一定期間休業**する。
- ② 自宅入浴が困難な方については、外出支援により施設内で入浴対応を行う。ただし、利用者宅訪問時に検温を実施し、**風邪の症状及び 37.0℃以上の発熱がある場合**にはサービス提供を中止する。
- ③ 訪問介護事業でご利用者宅訪問時にご利用者（ご家族）の検温を実施し、**風邪の症状及び 37.0℃以上の発熱がある場合**にはサービス提供を中止する。
- ④ 配食（夕食）サービスの提供は実施し、情報提供及び高齢者の安否確認を実施する。
- ⑤ 高齢者生活福祉センターの**面会を中止**するよう昭和村感染症対策本部へ**要望**する

レベル5 村内蔓延期 **昭和村の判断に基づく**

- ① 村民のみなさまの健康と安心を優先及び職員の感染を防止するため、**すみれ荘居宅介護事業のすべてを一定期間休業**する。

職員の対応について

○レベル2

- ① 出勤時に検温を実施し、37.0℃以上ある場合は管理者又は看護師に報告し指示を仰ぐ。家族が37.0℃以上の熱発がある場合にも
- ② 職員への感染予防対策徹底（マスク着用、手指消毒）及び不要不急の外出を控える旨の要請する。

○レベル3以上

- ① 自宅で検温（腋窩体温計）し、37.0℃以上ある場合に管理者又は看護職員へ報告し指示を仰ぐ。また、出勤時にも検温を実施する。
- ② 職員への感染予防対策徹底（マスク着用、手指消毒）及び不要不急の外出を控える旨の指導する。
- ③ 職員が感染した場合には、感染した職員以外に濃厚接触が疑われる職員について2週間の自宅待機として対応する。職員の家族が感染した場合にも同様の対応を図る。

事業運営について

職員が感染した場合には、従事するすべての職員に濃厚接触が疑われるため、昭和村感染症対策本部と協議したうえで事業の運営を決定する。